

学校感染症による出席停止について

感染症の流行を予防することは、集団生活の場として望ましい学校環境を維持するためには極めて重要となります。保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。また、医療機関で出席停止と言われた際は、学校にも連絡をお願いいたします。

◆出席停止について(学校保健安全法第19条)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

◇出席停止となる感染症の種類・期間の基準について(学校保健安全法施行規則 第18・19条)

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 ^{※1} 、中東呼吸器症候群 ^{※2} 及び特定鳥インフルエンザ ^{※3} <small>※1 病原体がベータコロナウイルス属SRASコロナウイルスであるものに限る。 ※2 病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。 ※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。</small>	治癒するまで <small>※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。</small>
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※第二種については、「病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるとき」は、この限りではありません。

※ノロウイルス等の感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症については、主治医が感染のおそれがあると認められたものにつき、出席停止扱いとします。

登校を再開するときは、「治癒証明書」を保護者の方が記入し担任へ提出してください。(治癒証明書は

保健室にあります。また、学校ホームページからもダウンロードできます。)